

# 評価調書(県総合評価調書)

## 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評 価 内 容		評 価
団体のあり方	<p>当該団体は、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式によって造林を推進するため、S40年に設立された公益法人であり、これまで約2万4千haの森林を造成し、森林の公益的機能の高度発揮、地域の森林整備水準の確保や中山間地域における雇用の創出などの重要な役割を果たしてきた。今後はこれらの役割に加え、将来の重要な木材供給源としても期待されている。</p> <p>一方、国産木材価格の低下(スギの丸太価格はピーク時(S55年)の1/4)などの社会経済情勢の変化や、これまでの森林造成に要した多額の借入金の累増等、林業公社を取り巻く経営環境は、大変厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況の中、当該団体は公益法人制度改革によりH25年4月に公益社団法人へ移行しており、公益認定機関としての役割(地域経済の振興、公益的機能の維持増進 等)を今後も引き続き果たしていくこととなる。</p>		B
組織運営	<p>経営状況の改善を図るため、外部委員による「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、H11年度以降、4回(H14・H15、H20、H25、H30年度)開催してきている。その委員会による提言を踏まえ、経営改善を図るための具体的な方策や国・県・市町への支援要請等を内容とする「経営計画」を策定し、事業実施及び経営改善等に取り組んでいる。</p> <p>第4次経営計画(H26～35)からは、収穫事業を開始し、事業の主体を「保育事業」から「主伐事業」へ移行、第5次経営計画(R1～10)においても、「主伐事業」をさらに増大させることとしており、業務を確実に執行するための体制整備が必要である。</p>		B
	県の人的関与について	役員(理事)には、農林水産部次長が就任しており、事務局には、県職員4名を派遣している。(※林業公社事務局長、課長補佐、西部事務所長、西部事務所課長)	
事業実績	<p>令和元年度から第5次経営計画に基づき事業に取り組んでおり、計画1年目である令和元年度の実績は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主伐事業(目標:130ha、実績:86ha)</li> <li>② 木材生産量(目標:17,942m<sup>3</sup>、実績:12,349m<sup>3</sup>)</li> <li>③ 路網整備(目標:3,800m、実績:807m) ※林業専用道開設</li> <li>④ 不成績林処理(目標:66ha、実績:67ha)</li> <li>⑤ 長伐期変更契約(目標:15件、実績:8件) ※残り69件</li> </ul>		C
財務内容	<p>林業公社は主伐による収益を得られるまで、森林の造成に必要な費用を補助金と貸付金で賄っており、約540億円の債務を抱えている。</p> <p>長期収支は木材価格に大きく左右され、将来予測は大変困難であり不確実性を伴うが、H95年度末の最終収支不足は290億円(H29年度末試算)と見込まれている。</p> <p>第5次計画において、第4次計画から開始した主伐事業の収益性の改善や不成績林の契約解除等により、引き続き経営改善に取り組み、債務圧縮に努めていく必要がある。</p>		D
	県の財政的関与について	第5次計画においても引き続き、主伐による増収に伴う経営改善効果を主に見込んでいる。ただ、この主伐事業は造林補助金の活用を前提としていることから、県がその財源を確実に確保することが必要不可欠となっている。	
		また、安定的な主伐収入が得られるまでは、県からの貸付金及び補助金等の支援は引き続き必要である。	

## 2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改善</li> <li>・ 公的セクターとしての役割 (安定的な木材生産、木質バイオマス発電需要への対応、長年に渡る地域雇用・経済への貢献、公益的機能の持続的発揮)</li> <li>・ 県民理解の醸成</li> </ul>	令和元年6月に策定した「島根県林業公社第5次経営計画」に基づく経営改善策を着実に実行する。	第5次経営計画に基づき、経営改善を着実に実行させるとともに、社会情勢の変化による木材価格の変動等を注視しつつ、経営改善策の検証及び課題検討を行う。
<p>総合コメント</p> <p>林業公社では、令和元年6月に「第5次島根県林業公社経営計画」を策定し、主伐やバイオマス利用による増収対策や借入金の利息軽減など、経営改善に向けた取り組みを実施している。</p> <p>林業公社の分収林は、関係業界からは木材及び木質バイオマスの安定供給、地域社会からは生産活動による雇用創出など大きな期待が寄せられている。さらに、水源涵養や土砂流出防止などの国土保全、地球温暖化防止など公益的機能を確保する公的機関としての役割を果たしていくことが求められている。</p> <p>県としては、第5次経営計画が着実に実行されるよう、林業公社と一体となって取り組むとともに、当該団体の果たす役割や県の支援について県民理解の醸成を図る必要がある。</p>			